

注文書

- 1 契約番号 2025000462
- 2 件 名 大崎市デジタル防災行政無線戸別受信機外部アンテナ
取付け業務（単価契約）
- 3 場 所 大崎市内
- 4 期 間 令和8年3月31日まで
- 5 添付書類
 - （1）仕様書
 - （2）参考明細書
- 6 担 当 課 大崎市 総務部 防災安全課

仕様書

1 業務の件名

大崎市デジタル防災行政無線戸別受信機外部アンテナ取付け等業務（単価契約）

2 履行期間

令和8年3月31日まで

3 支払方法

支払条件は、1件当たりの単価契約で、毎月払いとする

4 業務概要

大崎市デジタル防災行政無線の戸別受信機について、鹿島台地域の全世帯およびその他地域の（屋外拡声子局の）難聴世帯などに貸与し、屋内に設置したものの、①戸別受信機に搭載されているロッドアンテナのみでは受信不良となっているものや、②外部アンテナを設置したものの、受信調整が必要となっているものがある。このため、①については受信状況の確認及び受信調整、場合によっては外部アンテナの設置等を行い、②については受信状況の確認及び受信調整、場合によっては外部アンテナの移設等を行い、受信可能な状態へ改善するもの。

5 対象物品

本業務で使用する物品及び費用算定に関する物品は次のとおりとする。

項目	型式	備考
(1) 戸別受信機	HITACHI ECF-8603R	使用者に貸与済み。一部、防災安全課に保管。
(2) 外部アンテナ	YAGI VD-0609 ダイポール型	発注者指定の場所にて受注者に受け渡しを行う。
(3) 同軸ケーブル	3D-2V(外部アンテナ附属品)	同上
(4) アンテナプラグ	MASPRO AP7S	受注者が調達し、本業務の支払いとは別に発注者に請求する。
(5) 隙間用接続ケーブル等	適宜選定	同上

6 見込み数量

本業務の見込み数量は、100件とする。

7 業務内容

本業務に含まれる内容は次のとおりとする。

- (1) 戸別受信機設置調整
 - ア 取付けは、製品既定の方法によること。
 - イ 設置場所は、できる限り使用者の意向に沿うようにすること。
 - ウ 通常の使用時は、附属の AC 電源コードを用いて使用できる場所に設置すること。
- (2) 外部アンテナ取付け ※移設を含む
 - ア 取付けは、製品既定の方法によること。
 - イ 取付け金具により外壁等に固定すること。
 - ウ 取付け場所は、より受信状態が良好な場所を選定すること。
- (3) 同軸ケーブル敷設
 - ア 取付けは、製品既定の方法によること。
 - イ 敷設ルートは、できる限り使用者の意向に沿うようにすること。
 - ウ 壁に穴を開ける場合は、できる限り使用者の意向に沿うようにし、穴開けが困難なときは、適宜窓枠用隙間用接続ケーブル等を用いること。
 - エ アンテナプラグを取り付けて戸別受信機と接続すること。
 - オ 配線用のモールや隙間用接続ケーブル等を用いた場合の品代は発注者負担とするが、請求は本契約とは別に行う。
- (4) 受信確認
 - ア 試験放送により受信確認を行うこと。試験放送の時間帯等は、別途協議する。
 - イ 適宜、測定機器を用いるなどの方法により、より受信状態が良好な場所を選定すること。
- (5) 既存機器の撤去について
 - ア 本件デジタル防災行政無線導入前の戸別受信機又は外部アンテナが設置されている場合は、撤去及び廃棄をすること。
- (6) 設置訪問について
 - ア 設置場所は、発注者が別に提示する。
 - イ 設置日時等、訪問先への連絡調整は受注者が行う。
 - ウ 設置作業終了後に、作業確認書により利用者に確認を受けること。
 - エ 本業務の活動時間帯は、別途協議する。
 - オ 訪問場所による出張費の差はないものとする。

8 一般的事項

(1) 作業従事者の選任及び安全管理

本業務に従事する者は、当該機器装置についての知識、技能に優れ、かつ、身分が明らかな者を選任するとともに、作業従事者への安全教育を確実に行之、作業中における各種事故の絶無を図ること。

(2) 損傷について

本業務の作業中に、発注者又は使用者の設備に損傷を与えた場合は、受注者の責任におい

て速やかに原状復帰を行うこと。

(3) 測定機器、車両等について

当該作業に必要な測定機器及び運搬車両等については、受注者が全て用意すること。

(4) 協議について

本仕様書に疑義が生じた場合及び本仕様書に記載されていない事項が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上処理することとする。

(5) 本業務の履行に当たっては、大崎市個人情報保護条例（平成 19 年大崎市条例第 4 号）

のほか別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

(6) 暴力団等の排除について

ア この契約の履行期間中に大崎市入札契約暴力団排除措置規則（平成 25 年大崎市規則第 39 号。以下「排除規則」という。）の措置要件に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。

イ 本市から指名停止の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、排除規則の措置要件に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。

ウ この契約の履行に当たり暴力団員又は暴力団関係者等（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。

なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、適切に警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が行われた場合で、これにより、履行遅延等が発生すると認められるときは、必要に応じて、工程の調整又は履行期限の延長等の措置を講じる。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に係る業務（以下単に「業務」という。）の実施に当たっては個人の基本的人権を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受注者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に知らせてはならない。業務が終了し、又はこの契約を解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3条 受注者は、業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4条 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(紛失、破損及び漏えいの防止等)

第5条 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の紛失、破壊、改ざん、毀損、漏えいその他の事故を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(資料の返還等)

第6条 受注者は、業務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料は、業務完了後直ちに返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(複写又は複製の禁止)

第7条 受注者は、業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を発注者の承諾なしに複写又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8条 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の処理を自ら行うものとし、発注者が承諾した場合を除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(事故発生時における報告)

第9条 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

参考明細書

大崎市デジタル防災行政無線戸別受信機外部アンテナ取付け業務(単価契約)

No.	内訳	数量	単位	単価	備考
1	戸別受信機取付け及び設置調整費	1	式		
2	ダイポールアンテナ取付け及び配線工事費	1	式		露出配線 サドル止め
3	出張費	1	式		
4	諸経費	1	式		
5					
6					
		計			
		消費税			
		合計			

※1件当たりの単価を入れてください。

※業務全体での見込み数量は100件です。